那珂川市
都市計画マスタープラン 概要版

令和3年4月

那 珂 川 市

目　　次

全体構想

1. 都市計画マスタープランの改定について …… 1
都市計画マスタープランの位置づけ …… 1
計画の対象区域・期間 …… 1

2. 都市づくりの目標 …… 2
将来人口フレーム …… 2
将来都市構造 …… 3

3. 都市計画の分野別の方針 …… 4
土地利用の方針 …… 4
市街地整備の方針 …… 5
道路・交通体系の方針 …… 6
水とみどりのネットワーク整備の方針 …… 7
上・下水道の方針 …… 8
景観形成の方針 …… 8
防災の方針 …… 9

地域別構想

4. 地域別構想 …… 10
南畑地域 …… 10
岩戸地域 …… 11
片縄地域 …… 12
安徳地域 …… 13

1. 都市計画マスタープランの改定について

都市計画マスタープランの位置づけ

「那珂川市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、本市の都市計画に関連する都市づくりは本計画に即して行う。本市の最上位計画である「那珂川市総合計画（R3.3 策定予定）」や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（H29.1 策定）」に即して定める。

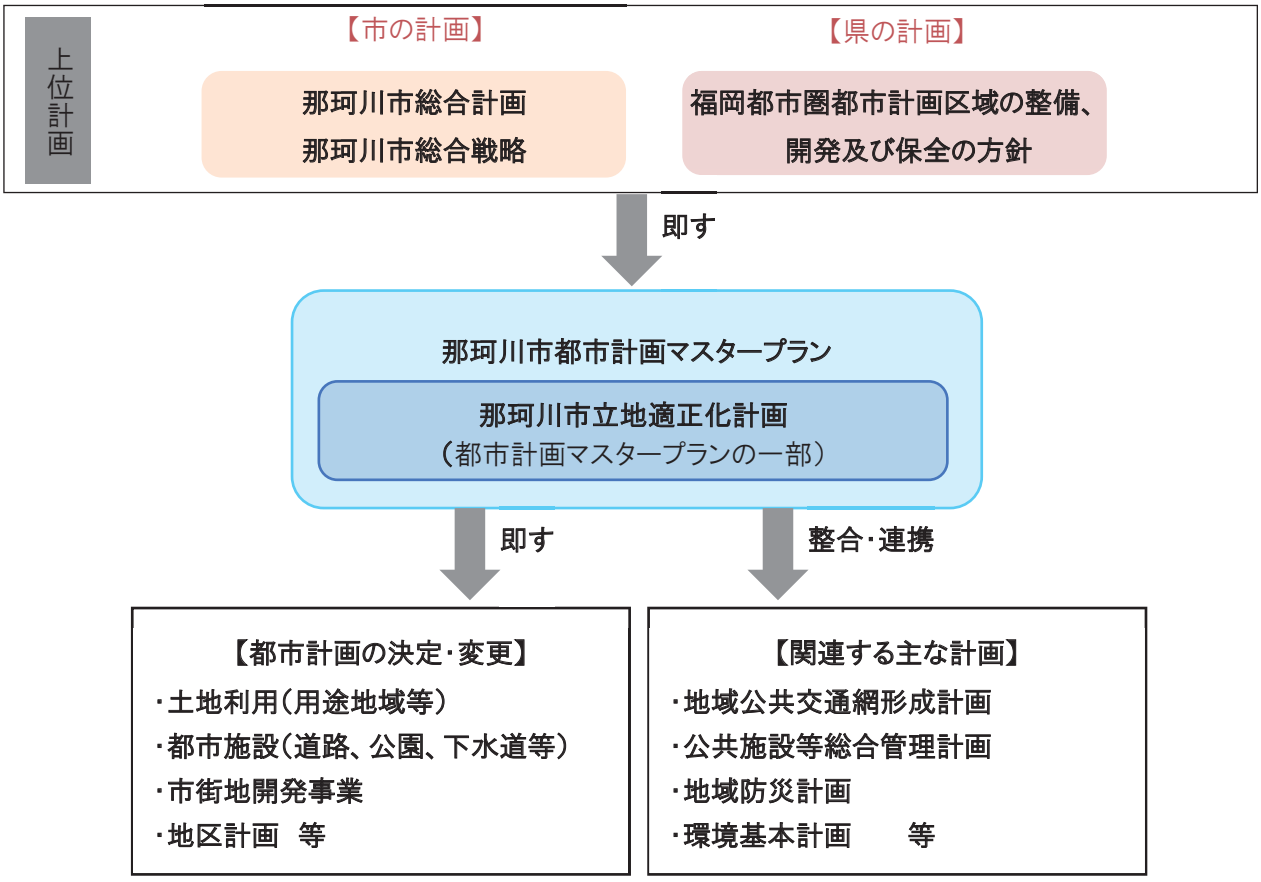

計画の対象区域・期間

本計画の対象区域は、市全体とする。また、計画期間は、那珂川市総合計画と同じく、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とする。

2. 都市づくりの目標

【目指すべき都市のすがた】 都市づくりの基礎となる視点

①拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち

拠点への都市機能誘導及び居住誘導区域への居住誘導により、コンパクトで賑わいのあるまちを今後も維持する。

②少子・高齢社会に対応したまち

誰もが暮らしやすい共生社会を実現するために、都市施設[1]や住環境、移動環境において、インクルーシブなまちづくり[2]を推進する。

③誰もが安心して快適に暮らせるまち

日常の生活を営むうえにおいては、大震災や台風災害などの大規模災害からの安全性を確保することはもちろん、交通事故、火災、犯罪といった様々な危険性から生命、財産を守る都市空間を実現していく必要がある。このため、道路、河川、公園などの安全性を高めるとともに、災害に強い建築物による市街地の形成を図る。

【都市計画の基本理念】 質を高める＋αの視点

Ⅰ．水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり

本市の魅力である水やみどりなどの豊かな自然や、歴史・文化を活かした潤いある暮らしができる都市づくりに取り組み、暮らしの質を向上させつつ、市民の誇りと愛着を育む。

Ⅱ．環境に配慮したまちづくり

豊かな自然環境を保全し、みどりの創出に努めるとともに、公共交通への転換など、環境負荷の少ない低炭素型の都市を目指す。

Ⅲ．市民協働で実現するまちづくり

市民や民間事業者等の多様なまちづくり主体を今後の都市づくりに巻き込み、協働して都市づくりを行う。

将来人口フレーム[3]

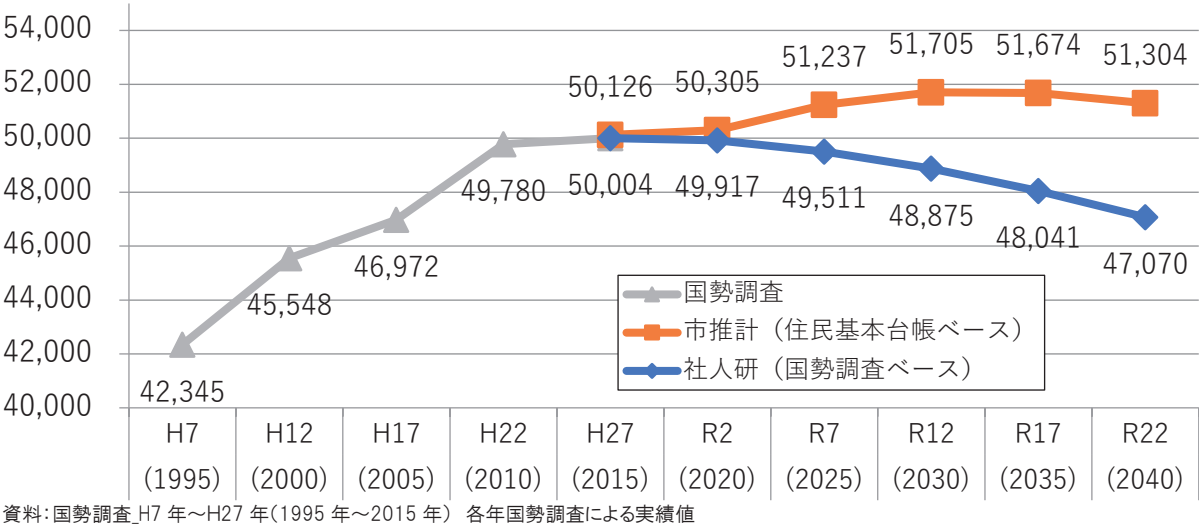

資料：国勢調査_H7 年～H27 年（1995 年～2015 年） 各年国勢調査による実績値
市推計_H27 年～R22 年（2015 年～2040 年） 第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生―人口ビジョン・総合戦略（R2.3）における第 2 期将来展望人口
社人研_H27 年～R22 年（2015 年～2040 年） 「日本の地域別将来推計人口」（H30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

1 道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。
2 インクルーシブは、包摂的の意。人間の多様性を尊重し、障がいのある人もない人も、ともに日常生活や社会生活を営むことができるまちづくりの考え方。
3 都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる人口の数値目標のこと。

将来都市構造

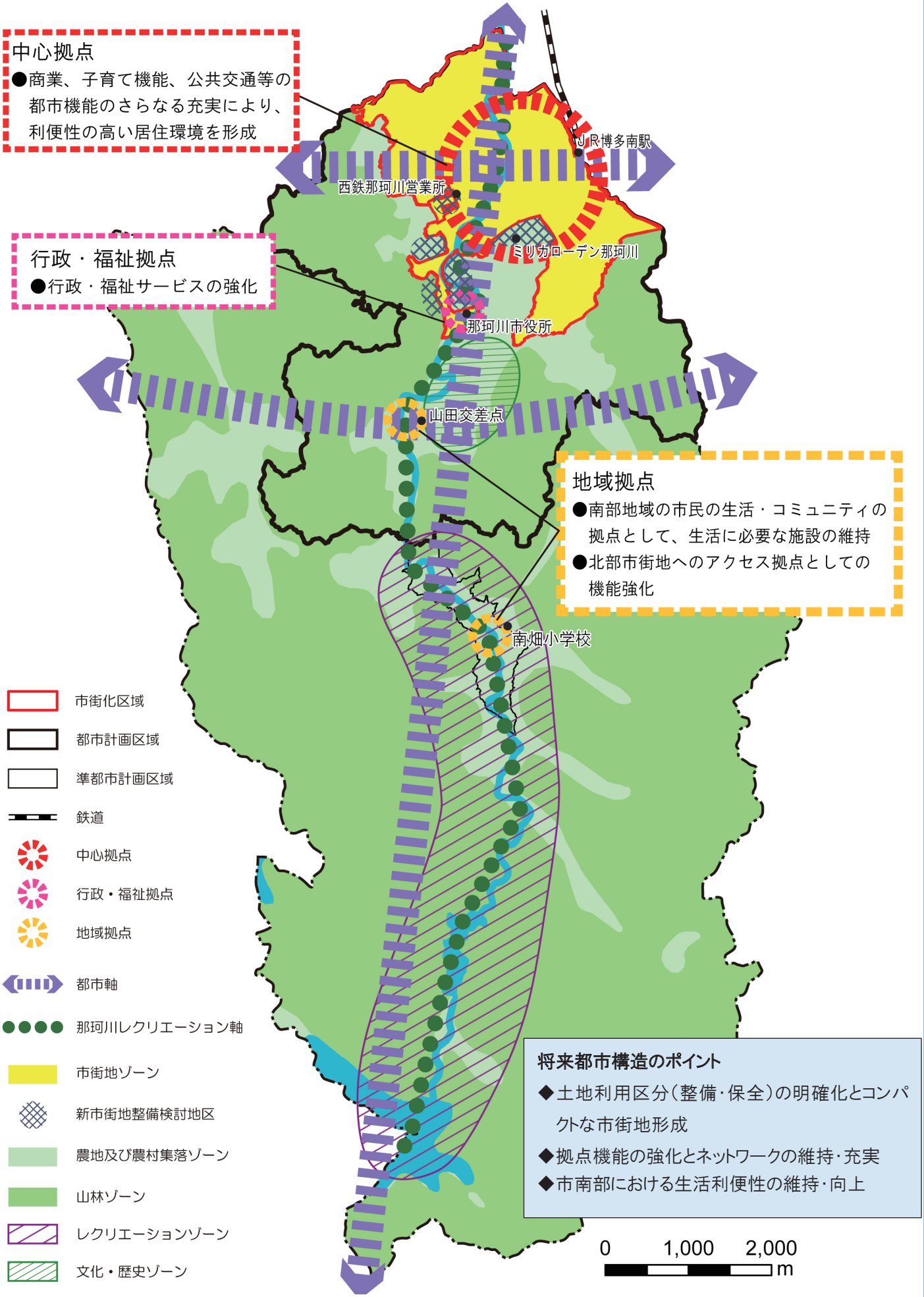

将来都市構造のポイント

◆土地利用区分（整備・保全）の明確化とコンパクトな市街地形成

◆拠点機能の強化とネットワークの維持・充実

◆市南部における生活利便性の維持・向上

3. 都市計画の分野別の方針

土地利用の方針

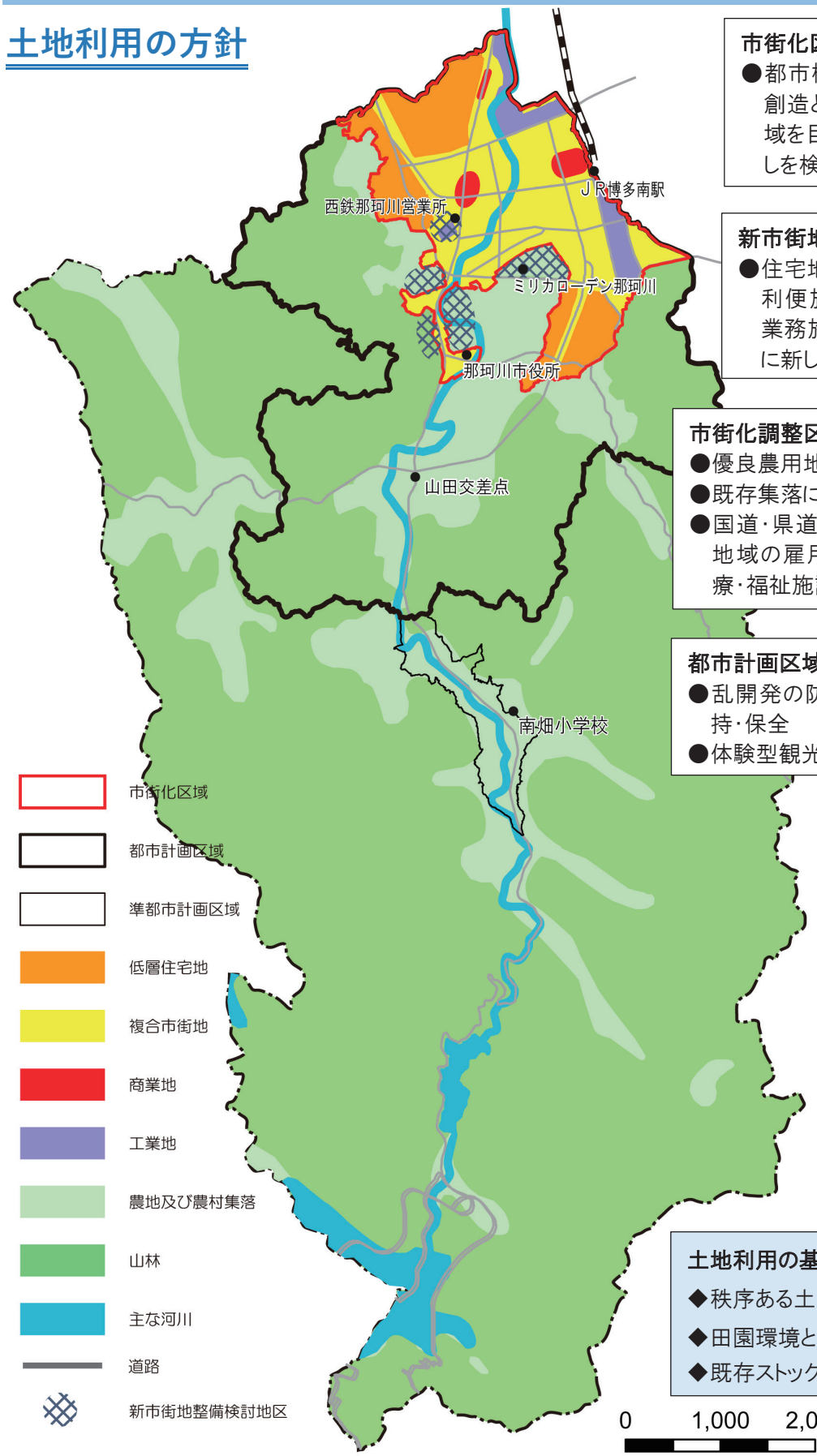

市街化区域 [4]

●都市機能の誘導や、快適な住環境の創造と維持･更新による住みやすい地域を目指すため、用途地域 [5] 等の見直しを検討

新市街地整備検討地区

●住宅地の確保と、公共性の高い施設や利便施設、雇用の場の創出に資する業務施設の誘導を目的として、計画的に新しい市街地の整備を検討

市街化調整区域 [6]

●優良農用地の積極的な保全
●既存集落における集落維持対策の検討
●国道･県道沿いについて、沿道利便施設や地域の雇用の場の創出に資する施設、医療･福祉施設の立地を誘導

都市計画区域 [7] **外**

●乱開発の防止による良好な自然環境の維持･保全
●体験型観光の場としての活用検討

土地利用の基本方針

◆秩序ある土地利用の実現
◆田園環境との共生
◆既存ストックの有効活用

4 都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発･整備する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域を指す。
5 都市機能の維持増進、居住環境の保護、商工業の利便性の促進をはかり、また多岐にわたる用途の建築物の混在を防いで地域の性格に応じた良好な都市環境を形成することを目的とし、地域区分ごとに建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率、高さなどに制限を加えるもの。
6 都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
7 自然的･社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

市街地整備の方針

市街地整備の基本方針

- ◆既成市街地の高度利用と防災性向上
- ◆計画的な新市街地創出
- ◆歩行者空間の高質化
- ◆地区計画[8]や街並みガイドライン活用による良好な街並みの創出
- ◆ニーズに合った住宅供給の促進
- ◆建築物の省エネ化の推進

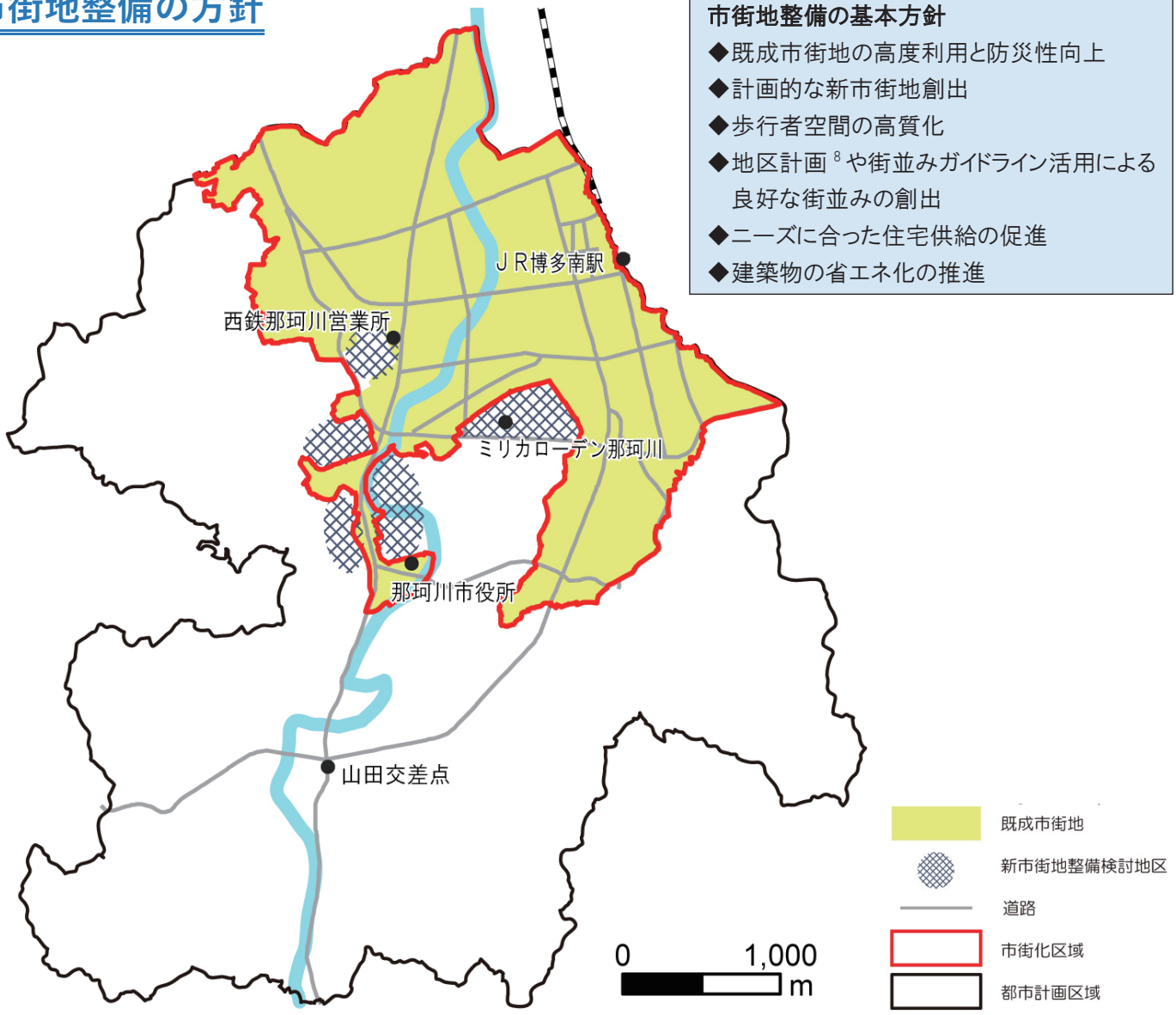

【新市街地整備検討地区】

住宅地の確保と、行政･教育･福祉などの公共性の高い施設や利便施設、雇用の場の創出に資する業務施設の誘導を目的として、拠点に隣接する地域や拠点間を結ぶ幹線道路沿いの地域について、幹線道路の整備と合わせた都市計画手法の活用や土地区画整理事業[9]等の市街地開発事業により、計画的な市街地創出を検討する。

道善・恵子地区

土地区画整理事業による宅地造成を行い、都市計画手法を活用して商業施設及び医療･福祉施設等を誘導する。また、公共交通の利便性を活かした住環境を整備するとともに、公共交通機能の強化を図る。

仲・五郎丸地区

県道那珂川大野城線北側の市街化調整区域について、子育て支援施設や文化施設、医療･福祉施設といった既存の都市機能集積と併せて、農業との調整に十分配慮したうえで、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業により住宅や利便施設、業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の創出を検討する。

国道 385 号沿道

中心拠点と行政･福祉拠点を結ぶ国道 385 号沿いの市街化調整区域について、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業による拠点へのアクセス性の高い市街地の創出を検討する。

8 身近な生活空間におけるきめ細かなまちづくりを目指し,建築物の建築形態や色彩のルール等、各区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備、保全するための計画として、必要な公共施設と建築物等の土地利用制限を定めること。

9 道路、公園、河川等の公共施設を整備･改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供(減歩)してもらい、この土地を道路･公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

道路・交通体系の方針

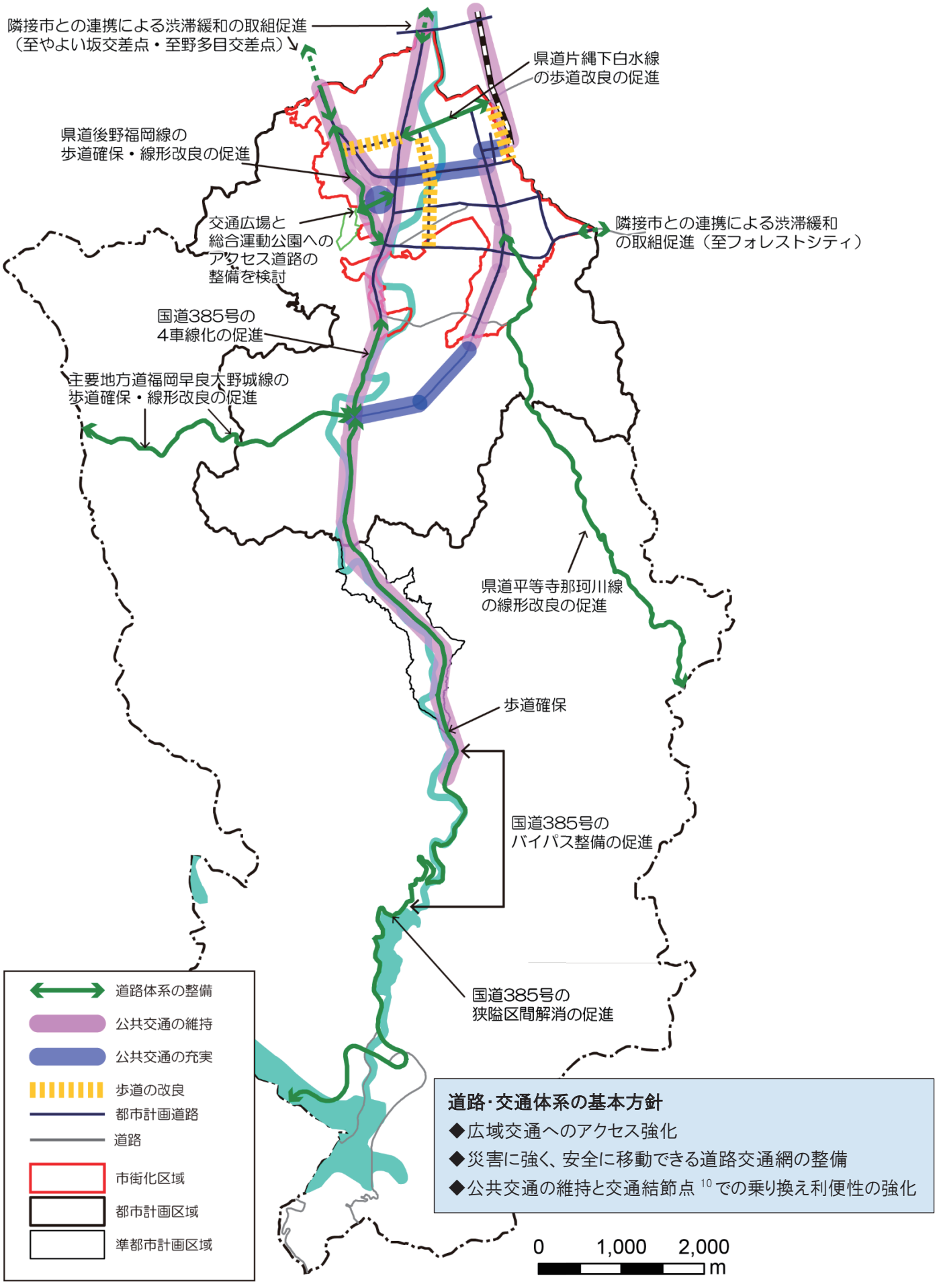

道路･交通体系の基本方針

◆広域交通へのアクセス強化

◆災害に強く、安全に移動できる道路交通網の整備

◆公共交通の維持と交通結節点[10]での乗り換え利便性の強化

10 鉄道駅、バスターミナルなど複数の交通手段（徒歩を含む）が集中し、乗り継ぎが行われる場所。

水とみどりのネットワーク整備の方針

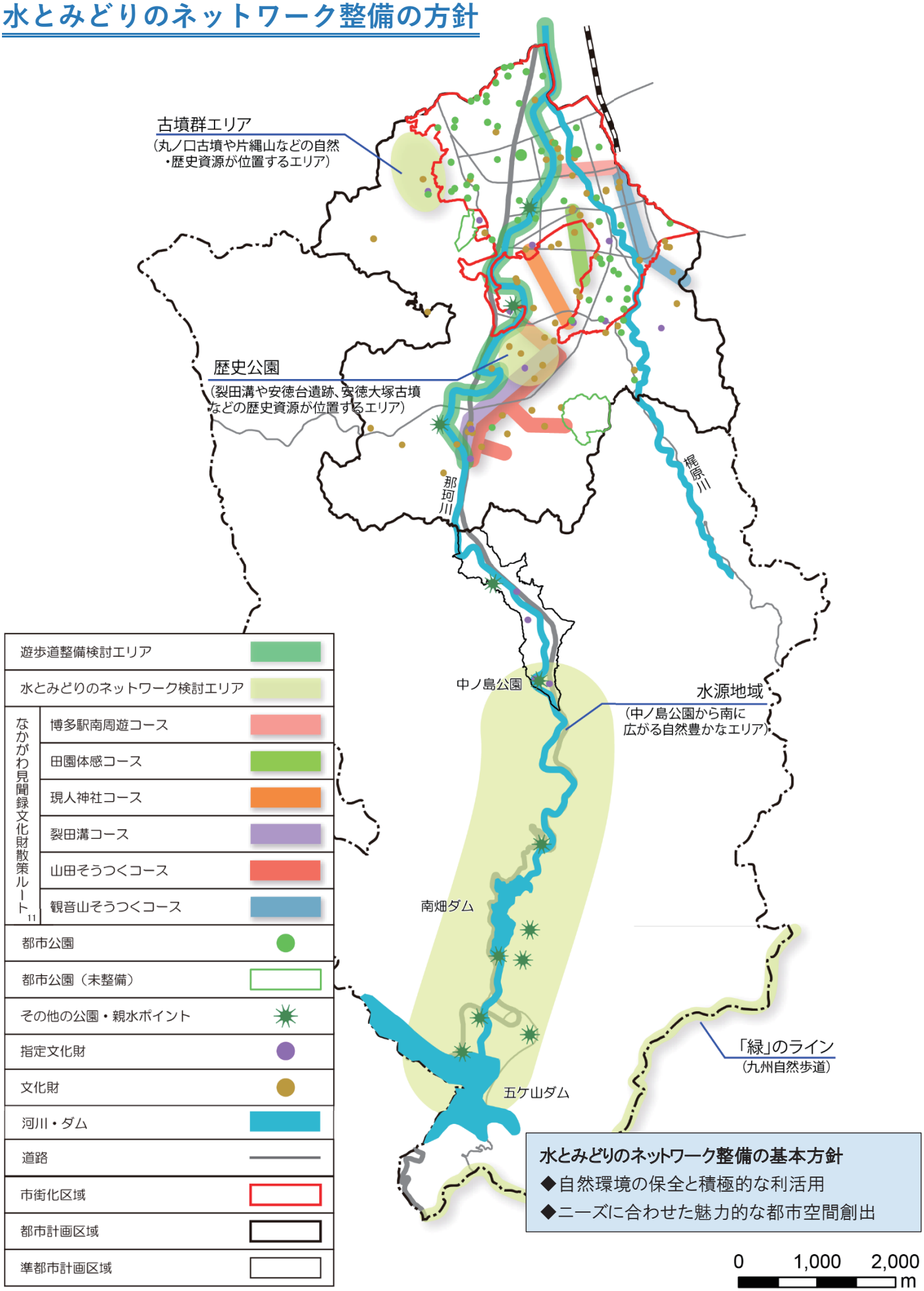

11 文化財散策をきっかけに市のことをもっと知ってもらうだけでなく、関わる全ての人たちと共に魅力ある那珂川市をつくることを目指し、那珂川市教育委員会により平成 21 年(2009 年)3 月に作成されたルートマップのこと。

上・下水道の方針

【下水道】

今後は、限られた財源で市民サービスを低下させることがないよう、管渠の整備を行うことを基本とする。また、公共下水道の区域外については、市設置型浄化槽の整備を促進し、公共用水域の保全に努める。既に整備済みの下水道施設については、計画的に施設の点検・調査・修繕・改築を実施し、適正な管理に努める。

【上水道】

春日那珂川水道企業団を中心に、将来にわたって安全、安心で良質な水を安定的に供給する指針として策定された「春日那珂川水道企業団水道事業ビジョン」に基づいて施策を進める。

景観形成の方針

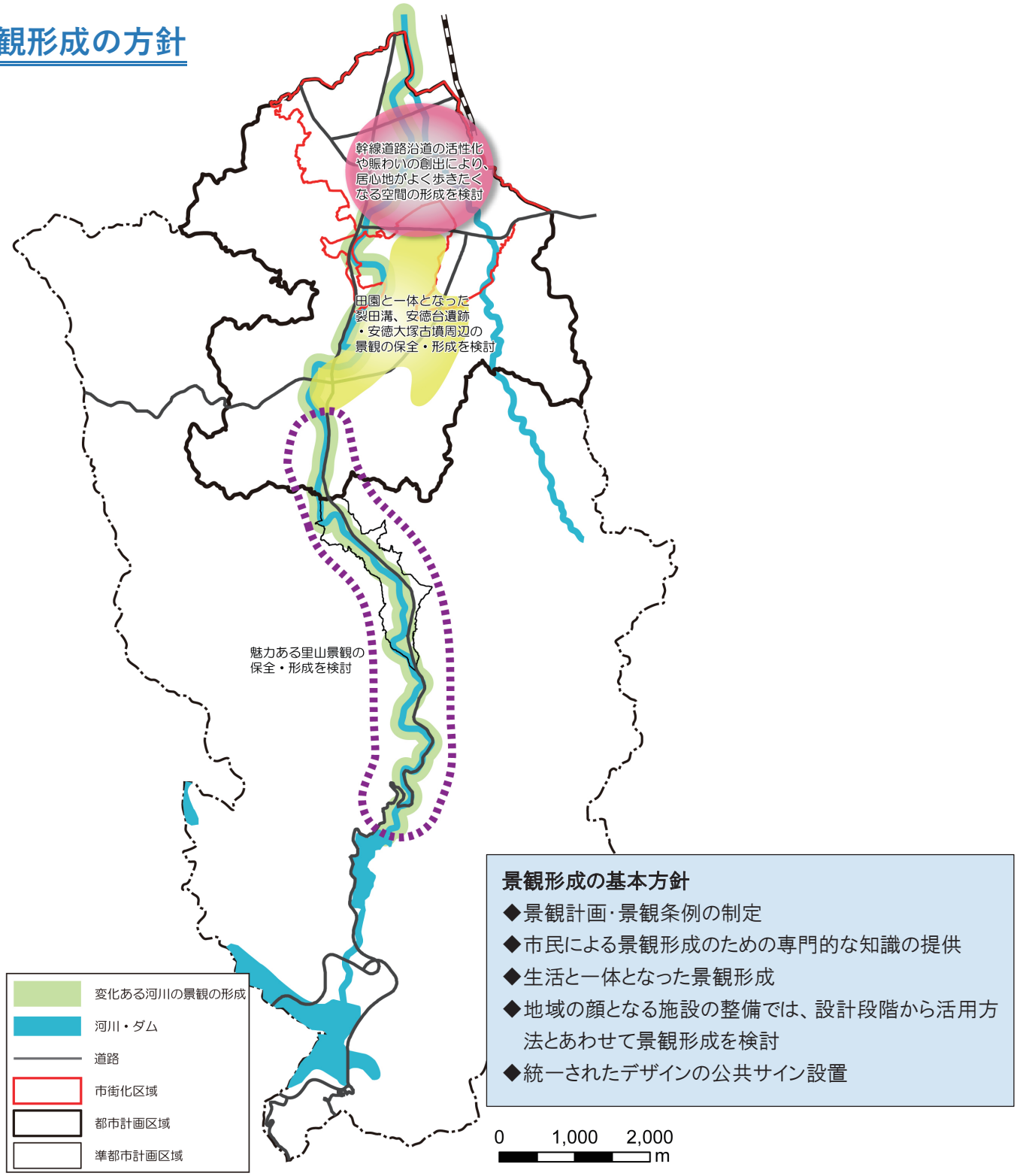

景観形成の基本方針

◆景観計画･景観条例の制定
◆市民による景観形成のための専門的な知識の提供
◆生活と一体となった景観形成
◆地域の顔となる施設の整備では、設計段階から活用方法とあわせて景観形成を検討
◆統一されたデザインの公共サイン設置

防災の方針

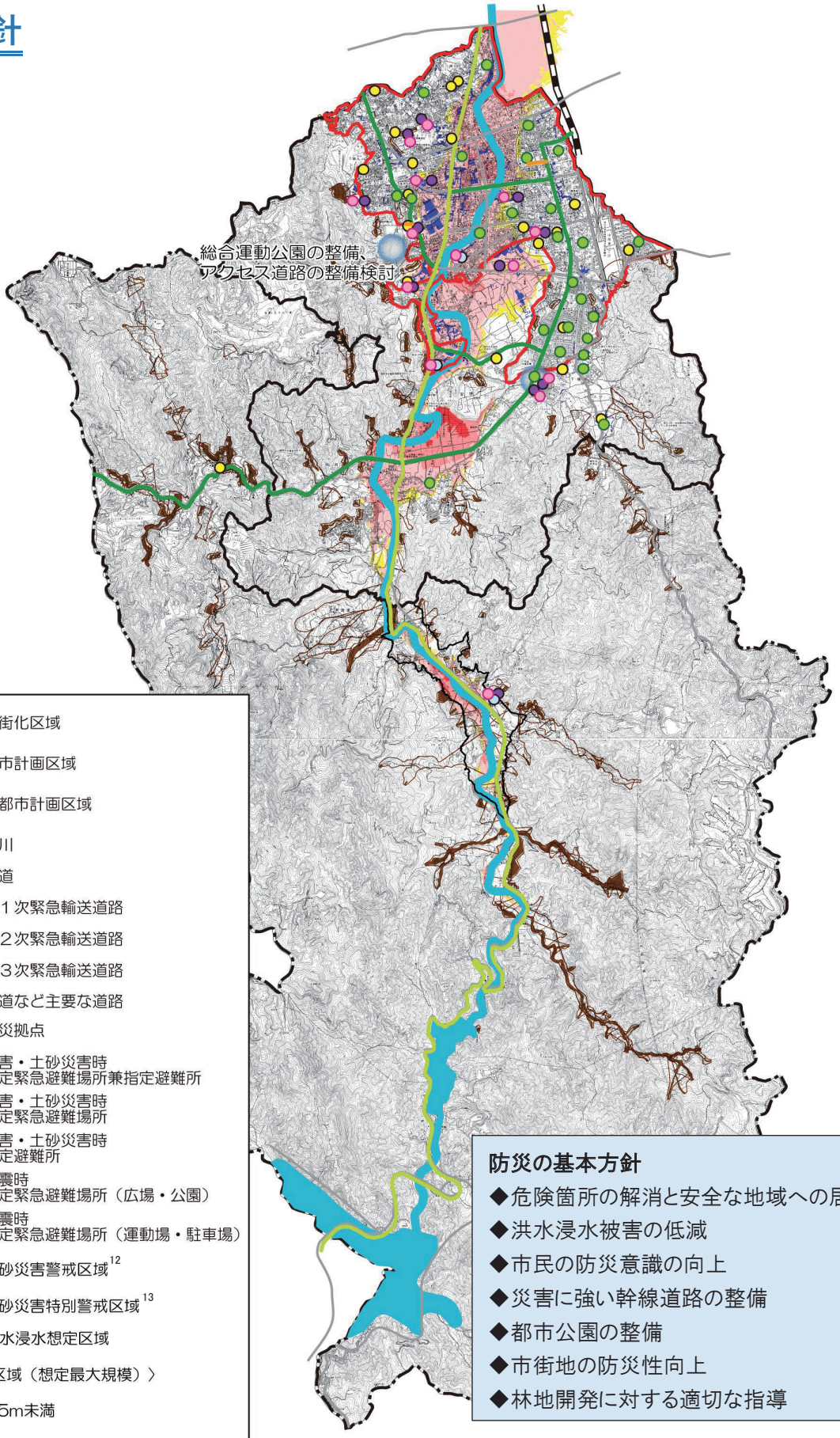

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 河川
- 鉄道
- 第１次緊急輸送道路
- 第２次緊急輸送道路
- 第３次緊急輸送道路
- 国道など主要な道路
- 防災拠点
- 水害・土砂災害時 指定緊急避難場所兼指定避難所
- 水害・土砂災害時 指定緊急避難場所
- 水害・土砂災害時 指定避難所
- 地震時 指定緊急避難場所（広場・公園）
- 地震時 指定緊急避難場所（運動場・駐車場）
- 土砂災害警戒区域[12]
- 土砂災害特別警戒区域[13]
- 内水浸水想定区域

〈洪水浸水想定区域（想定最大規模）〉

- 0.5m未満
- 0.5m以上3m未満
- 3m以上5m未満
- 5m以上

防災の基本方針

- ◆危険箇所の解消と安全な地域への居住誘導
- ◆洪水浸水被害の低減
- ◆市民の防災意識の向上
- ◆災害に強い幹線道路の整備
- ◆都市公園の整備
- ◆市街地の防災性向上
- ◆林地開発に対する適切な指導

0　1,000　2,000 m

12　土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
13　土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

4. 地域別構想

南畑地域

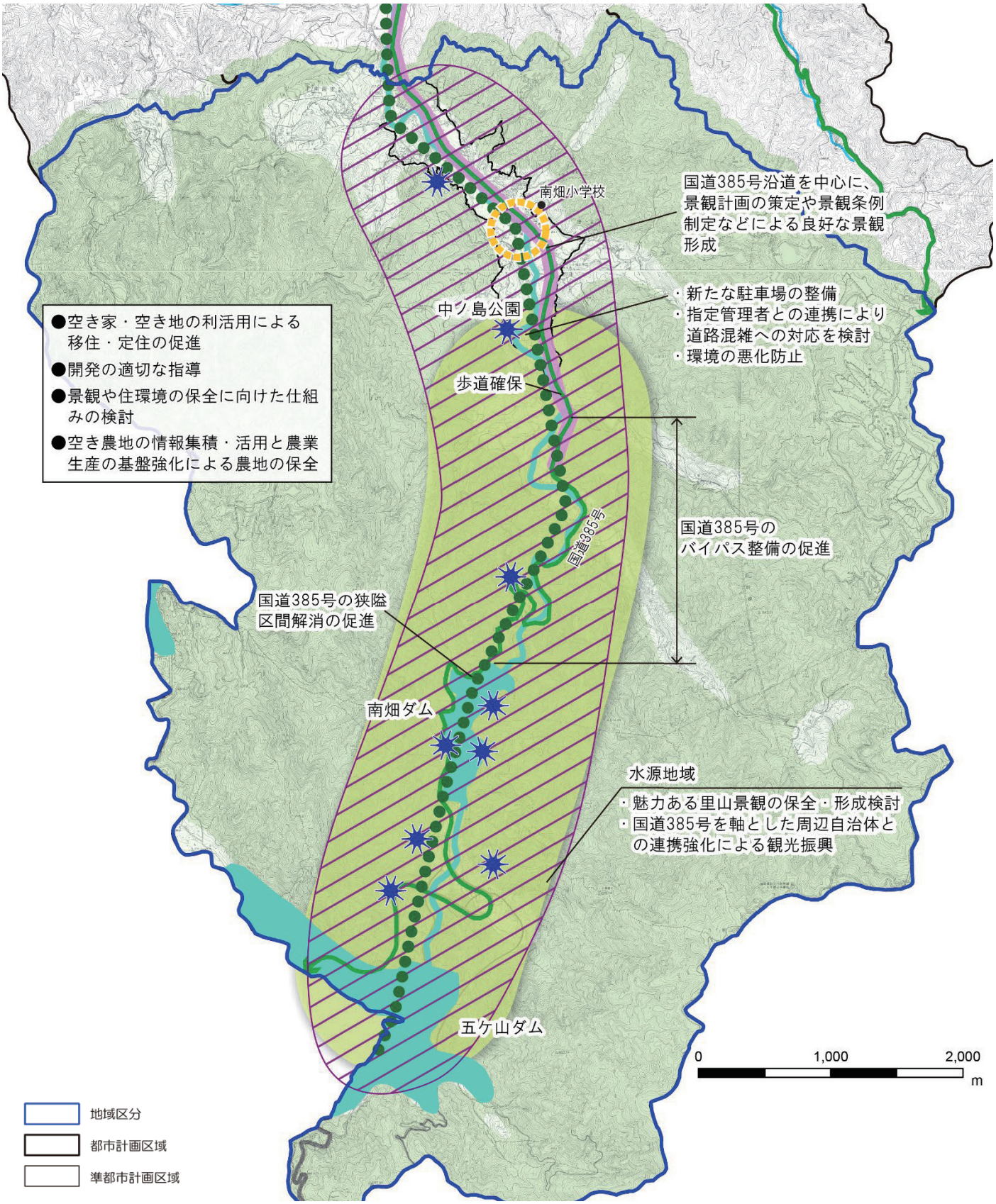
●空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進
●開発の適切な指導
●景観や住環境の保全に向けた仕組みの検討
●空き農地の情報集積・活用と農業生産の基盤強化による農地の保全
南畑小学校
国道385号沿道を中心に、景観計画の策定や景観条例制定などによる良好な景観形成
中ノ島公園
・新たな駐車場の整備
・指定管理者との連携により道路混雑への対応を検討
・環境の悪化防止
歩道確保
国道385号のバイパス整備の促進
国道385号
国道385号の狭隘区間解消の促進
南畑ダム
水源地域
・魅力ある里山景観の保全・形成検討
・国道385号を軸とした周辺自治体との連携強化による観光振興
五ケ山ダム
0
1,000
2,000
m
地域区分
都市計画区域
準都市計画区域
＜土地利用方針＞
農地及び農村集落
山林
主な河川
＜将来都市構造＞
地域拠点
那珂川レクリエーション軸
レクリエーションゾーン
＜道路・交通体系＞
道路体系の整備方針
公共交通の維持
道路
＜水とみどりのネットワーク＞
水とみどりのネットワーク検討エリア
その他の公園・親水ポイント

岩戸地域

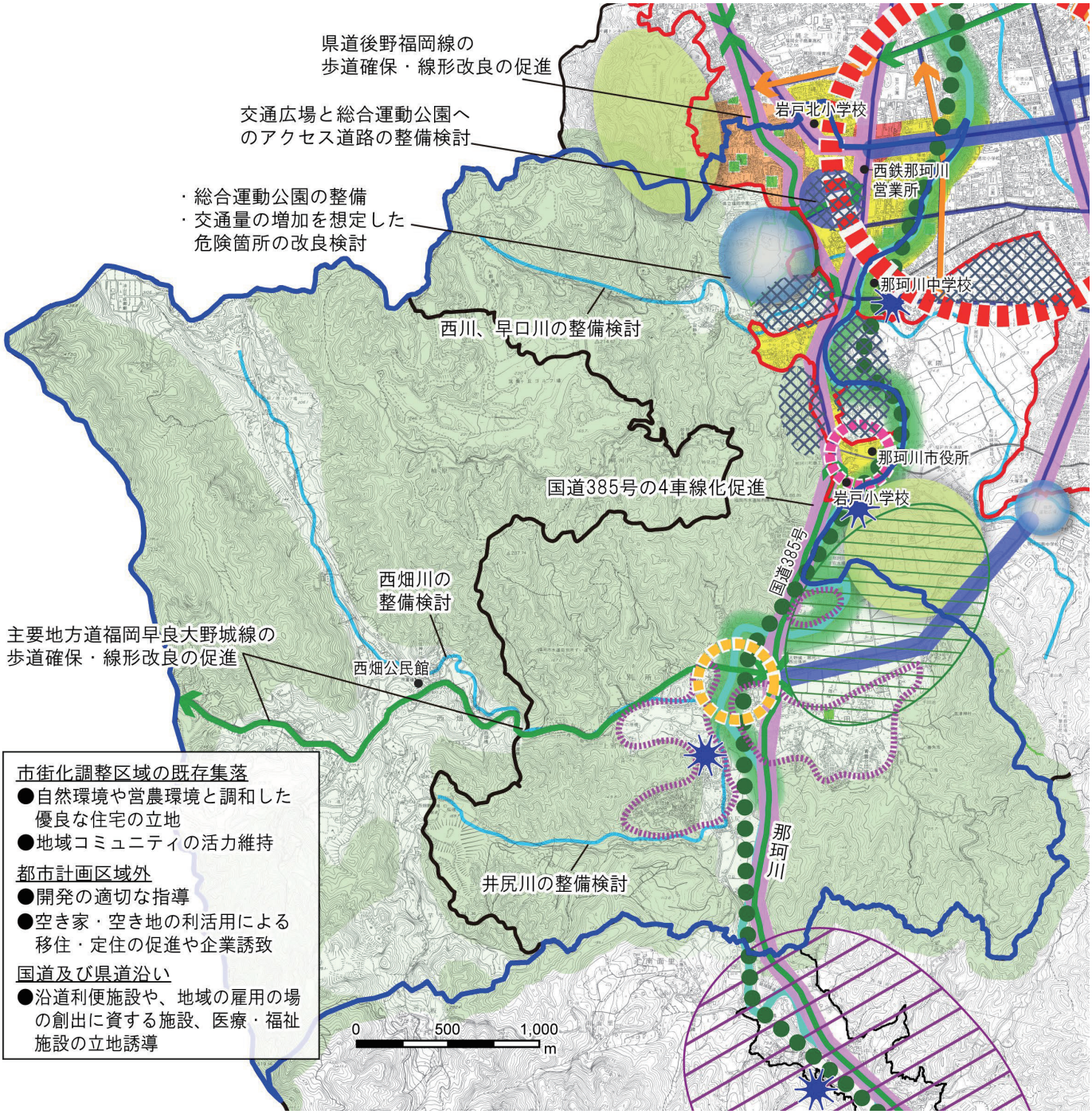

地域区分
市街化区域
都市計画区域
準都市計画区域
鉄道

＜将来都市構造＞
中心拠点
行政・福祉拠点
地域拠点
那珂川レクリエーション軸
レクリエーションゾーン
文化・歴史ゾーン

＜都市防災＞
防災拠点

＜土地利用方針＞
低層住宅地
複合市街地
商業地
工業地
農地及び農村集落
山林
主な河川
新市街地整備検討地区
集落維持検討区域

＜道路・交通体系＞
道路体系の整備
公共交通の維持
公共交通の充実
歩道の改良
都市計画道路
道路

＜水とみどりのネットワーク＞
遊歩道整備検討エリア
水とみどりのネットワーク検討エリア
都市公園
都市公園（未整備）
その他の公園・親水ポイント

片縄地域

地域区分
市街化区域
都市計画区域
準都市計画区域
鉄道

＜将来都市構造＞
中心拠点
行政・福祉拠点
地域拠点
那珂川レクリエーション軸
レクリエーションゾーン
文化・歴史ゾーン

＜都市防災＞
防災拠点

＜土地利用方針＞
低層住宅地
複合市街地
商業地
工業地
農地及び農村集落
山林
主な河川
新市街地整備検討地区
集落維持検討区域

＜道路・交通体系＞
道路体系の整備
公共交通の維持
公共交通の充実
歩道の改良
都市計画道路
道路

＜水とみどりのネットワーク＞
遊歩道整備検討エリア
水とみどりのネットワーク検討エリア
都市公園
都市公園（未整備）
その他の公園・親水ポイント

安徳地域

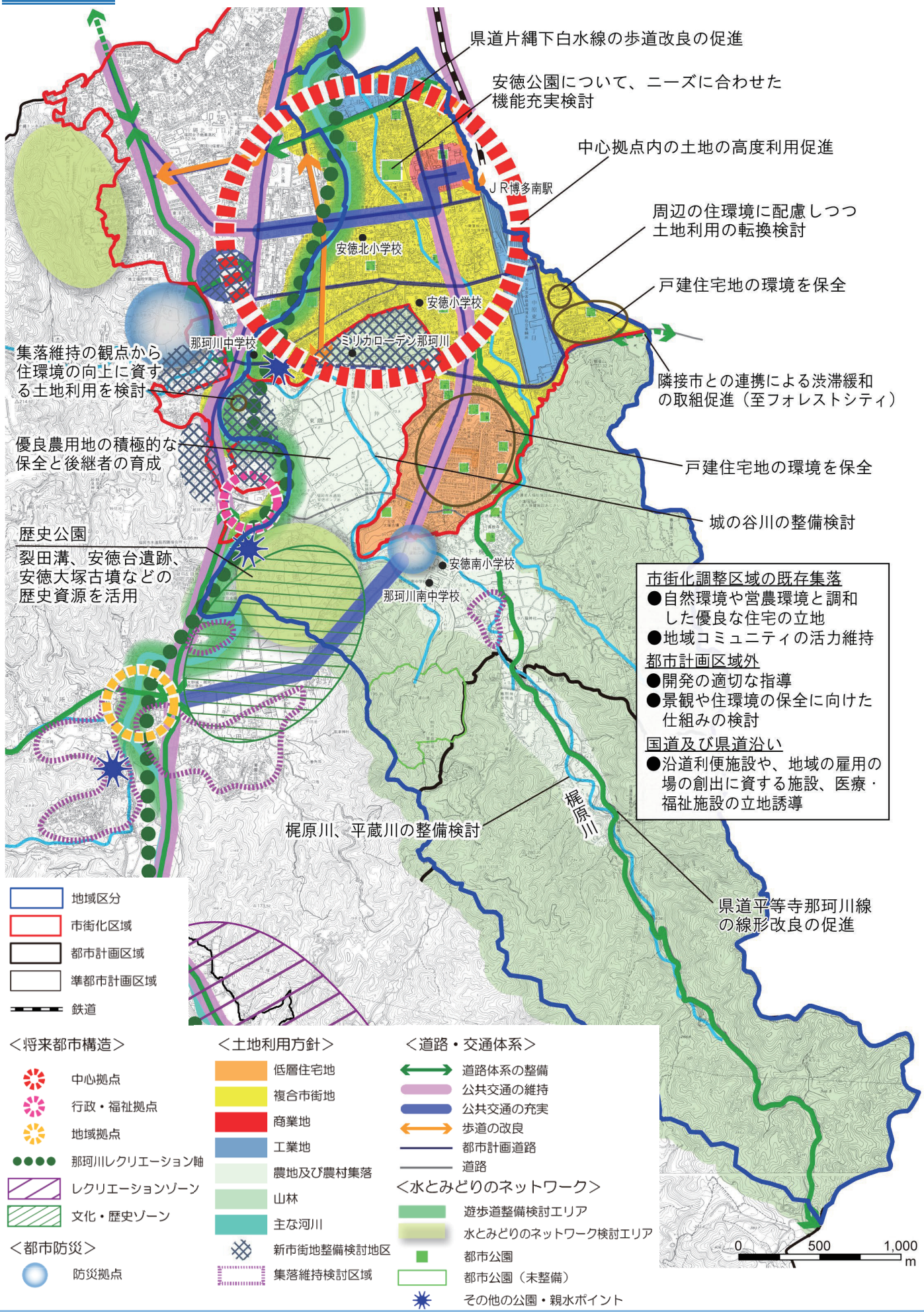
県道片縄下白水線の歩道改良の促進
安徳公園について、ニーズに合わせた機能充実検討
中心拠点内の土地の高度利用促進
JR博多南駅
周辺の住環境に配慮しつつ土地利用の転換検討
戸建住宅地の環境を保全
安徳北小学校
安徳小学校
那珂川中学校
ミリカローデン那珂川
集落維持の観点から住環境の向上に資する土地利用を検討
隣接市との連携による渋滞緩和の取組促進（至フォレストシティ）
優良農用地の積極的な保全と後継者の育成
戸建住宅地の環境を保全
城の谷川の整備検討
歴史公園
裂田溝、安徳台遺跡、安徳大塚古墳などの歴史資源を活用
安徳南小学校
那珂川南中学校
市街化調整区域の既存集落
●自然環境や営農環境と調和した優良な住宅の立地
●地域コミュニティの活力維持
都市計画区域外
●開発の適切な指導
●景観や住環境の保全に向けた仕組みの検討
国道及び県道沿い
●沿道利便施設や、地域の雇用の場の創出に資する施設、医療・福祉施設の立地誘導
梶原川、平蔵川の整備検討
梶原川
県道平等寺那珂川線の線形改良の促進
地域区分
市街化区域
都市計画区域
準都市計画区域
鉄道
＜将来都市構造＞
中心拠点
行政・福祉拠点
地域拠点
那珂川レクリエーション軸
レクリエーションゾーン
文化・歴史ゾーン
＜都市防災＞
防災拠点
＜土地利用方針＞
低層住宅地
複合市街地
商業地
工業地
農地及び農村集落
山林
主な河川
新市街地整備検討地区
集落維持検討区域
＜道路・交通体系＞
道路体系の整備
公共交通の維持
公共交通の充実
歩道の改良
都市計画道路
道路
＜水とみどりのネットワーク＞
遊歩道整備検討エリア
水とみどりのネットワーク検討エリア
都市公園
都市公園（未整備）
その他の公園・親水ポイント
0
500
1,000
m

那珂川市役所　都市整備部　都市計画課

〒811-1224　福岡県那珂川市大字安徳702番地1
TEL：092-408-7994
EMAIL：tosi@city-nakagawa.fukuoka.jp